

歯科点数等 Q & A

Q 1 通信画像情報活用加算は、訪問歯科衛生指導料（訪衛指）を算定した患者を対象とするが、歯科衛生士が行う介護保険の居宅療養管理指導費（介護予防も同様）を算定した患者も対象となるか。

A 1 対象となります。この場合、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費または介護予防居宅療養管理指導費を算定した年月日と、当該保険医療機関の歯科医師が口腔内ビデオ画像を撮影できる装置を用いて口腔内等の状態を観察した旨をレセプト摘要欄に記載してください。

※歯科点数表の解釈（2022年4月版、社会保険研究所、以下、青本）
p186（事務連絡令 4.3.31「歯科」問 7）

Q 2 通信画像情報活用加算について、訪衛指の実施時に当該保険医療機関の歯科医師が情報通信機器を用いて患者の口腔内の状態等を観察した日以降に、やむを得ず当該患者が入院した場合は、当該加算の算定をどのように考えればよいか。

A 2 観察日から6月以内に限り、算定できます。レセプト摘要欄にはその旨を記載してください。

※青本 p186（事務連絡令 4.3.31「歯科」問 4）